



川監委第5080号

令和8年1月30日

川 越 市 長 森 田 初 恵 様
川越市議会議長 中 村 文 明 様
川越市教育委員会
教 育 長 新 保 正 俊 様

川越市監査委員 岡 田 昭 文
 同 石 川 隆 二
 同 山 木 綾 子
 同 中 原 秀 文

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

教育総務部

教育総務課、教育財務課、地域教育支援課、文化財保護課、中央公民館、
中央図書館、博物館

学校教育部

学校管理課、教育指導課、学校給食課、市立川越高等学校、教育センター

第3 監査の期間

令和7年9月11日から令和8年1月30日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和7年度（4月から9月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

- ・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

- ・委託契約（随意契約）等を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

- ・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

5 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合

6 備品の管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

7 情報の管理について

着眼点 ①管理状況

8 内部統制について

着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を実施した監査委員

岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

第6 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、監査の結果は以下のとおりである。

【教育総務部】

〔要 望〕

1 時間外勤務について

過重労働による健康障害を防止するための面接対象者がいた。

今後は、特定の職員に事務が偏ることがないように、事務の見直しとその配分に留意され、職員の健康の保持に努められるよう要望する。

(中央図書館)

【学校教育部】

〔意 見〕

1 契約事務について

心の健康チェック事業ストレスチェックオプション業務委託（単価契約）について、予定価格書の専決権者欄が未記入であり、予定価格書を封入する封筒において、件名誤りや所属長印による封印がされていない状況が見受けられた。また、見積書が市指定の様式ではなく、実施計画書の供覧もされていなかった。さらに、前回注意を受けていたにもかかわらず、予定価格書の最低制限価格欄に斜線が引かれていなかった件及び実施計画書の收受印が押されていなかった件は、今回も措置されていなかったものである。

今後は、文書管理規程及び業務委託等の手引きにのっとり、適正に事務処

理を行うよう要望する。

(学校管理課)

小児生活習慣病予防検診業務委託（単価契約）について、委託業務実施計画書の收受印がなかった件、川越市学校環境衛生検査センター警備保障業務委託について、予定価格書の最低制限価格欄に斜線が引かれていなく、見積執行の際の見積書と委任状の日付が見積執行日ではなかった件、児童生徒脊柱側弯症検診業務委託について、予定価格書の最低制限価格欄に斜線が引かれていなく、予定価格書を封入する封筒の日付が見積執行日ではなく、委託業務実施計画書に收受印がなかった件及び小学校知能検査の業務委託について、実施計画書の取扱いが適切でなかった件は、それぞれ、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったものである。

今後は、文書管理規程及び業務委託等の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(教育指導課)

2 補助金の交付事務について

川越市学校保健会事業補助金について、実績報告書に收受印が押されていなかった件は、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったものである。

今後は、文書管理規程にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(教育指導課)

〔要 望〕

1 時間外勤務について

過重労働による健康障害を防止するための面接対象者がいた。

今後は、特定の職員に事務が偏ることがないように、事務の見直しとその配分に留意され、職員の健康の保持に努められるよう要望する。

(学校管理課・教育センター)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

(1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。

(2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。